## アスファルト類についての運用

10月10日付通達において、地域によって著しい価格の上昇が見られる資材について、請負者からの請求に基づき、発注者が請負代金額への影響があると判断した場合についても、単品スライド条項の適用対象品目とすることができるとしたところである。

この場合には、鋼材類の取扱に準ずる事としているが、アスファルト類が対象品目となる場合の運用については、下記のとおりとする。なお、以下に記載していない事項については鋼材類に準じ実施されたい。

### 1 対象材料の考え方

- ·対象材料は、アスファルト混合物、アスファルト乳剤、ストレートアスファルト、改質 アスファルト等が想定される。
- ・県工事において一般的に使用されているアスファルト類は、アスファルト混合物とアスファルト乳剤であるが、原油価格の変動と連動して価格が 変動しているストレートアスファルト、改質アスファルト、その他アスファルトを主要材料としたものも対象材料とすることができる。

## 2 対象数量

- ・アスファルト類は、設計図書に数量が記載されていない場合が一般的であるため、 発注者の設計数量の数量内で、施工によるロス等の数量についても加味すること ができる。
- ・アスファルト類については、設計図書に舗装面積等としては示されてはいるが、舗装材の数量(重量)が示されていない場合が一般的である。 積算上は、舗装材の数量は下記式により計算されている。

# (アスファルト混合物の重量)

面積 x 厚さ x 締め固め後密度 x(1 + ロス率 )

#### アスファルト乳剤の散布量

面積 × 散布量

締め固め後密度及びロス率、アスファルト乳剤散布量は標準的な数値が建設 工事積算基準書に記載されているが、それによりがたい場合は別途考慮す る。 ・上記により算出した発注者の設計数量と証明された実際の購入数量のどちらか小さ い方を対象数量とする。具体的には、下記のとおりである。

証明された数量と対象数量の考え方(設計図書に数量の記載がない場合)

証明数量 設計数量 設計数量 < 訂明数量

対象数量は証明数量 対象数量は設計数量

注)

設計数量:上記により算出した数量 証明数量:請負者から証明された数量

・しかし、設計図面において数量が明記されている場合は、鋼材類の場合と同様、その 数量・搬入月を証明できない場合は当該材料はスライドの対象としない。 証明された数量と対象数量の考え方(設計図書に数量の記載がある場合)

証明数量 < 設計図書の数量 設計図書の数量 証明数量 設計数量 対象材料。対象数量は証明数量 設計数量 < 証明数量

当該材料は対象材料とならない 対象材料。対象数量は設計数量

- 設計図書の数量:設計図書(数量総括表や図面等)に記載されている数量 設計数量:設計図書の数量にロスを加えた数量(積算上の数量) 証明数量:請負者から証明された数量
- ・なお、発注者の設計数量は、積算システムを使用している場合は、使用材料一覧表 として材料毎に集計した結果が出力されている。

## 3 請求時期

・請求時点で、スライド額が確定できない場合は、概算額で良いこととする。 また、単品スライド条項の協議開始時は原則として、証明資料を添付することとす るが、施工時期の関係上、証明資料(領収書等)の提出が困難な場合は、証明資料 が揃い 次第、提出するものとし、スライド額を確定させることとする。

## 4 受注者への確認事項

- ・納品書・請求書・領収書等による証明が困難な場合は、社内書類等で確認。
- ・自社内での取引であったため、納品書、請求書、領収書等が存在しない場合は、それに変わる社内書類で購入価格の証明を求める
- ・工場渡しで、購入した場合は、運搬費の証明が困難な場合には、計算式より算出。

請負者からの証明は取引が工場渡しである場合は運搬費に要した金額を併せて証明(燃料油と同様)。運搬費用の算出が困難な場合には、燃料油と同様に計算式により算出することとする。ただし、物価資料(現着単価)と比較して安価の単価をスライド額算定に用いるものとする。

#### (参考)

仮に情報公開により、単品スライドの証明資料について開示請求があった場合には、 社内書類も開示する方針である。

- 6 単価(変動後の実勢価格の算定)
  - ・実勢価格は、対象材料を搬入した月の翌月の物価資料の価格
  - ・燃料油と同様、契約と購入がほとんど同時期に行われるものであるため、現場で購入した翌月の物価資料等に実勢価格として掲載されている。